

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後三時十五分開議

○野田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。尾辻かな子さん。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速質問をさせていただきたいと思えます。

本日、二月十四日となっております。本日、二月十四日はバレンタインデーということで、世界各地で、この日は、恋人が互いに贈物をして愛を誓い合う日ということになっております。

そして、きょうのこのバレンタインデーの日に、同性の十三カッブルが結婚の自由を求めて、札幌、東京、大阪、名古屋で訴訟を起こされました。法律上、同性の者との婚姻を認める立法を怠った国の立法不作為により、望む相手との婚姻を妨げられた原告らが、そのこうむった精神的損害について、国家賠償法第一条第一項に基づき国に対して

賠償を求める、こういった、本当に歴史的な訴訟が始まる日ということになりました。

私は、実は、みずから同性愛者であるということと公表させていただいております。二〇〇五年、今から十四年前ですけれども、大阪府議会議員のときに、レズビアンであることをカミングアウトしております。

誰を好きかという、これは性的指向というふうにいいますけれども、これは目に見えません。ですから、なかなか身近にいないというふうに感じてしまったり、カミングアウトができないために、いない存在とされてきました。しかし、既に、今の現在、日本でも、私たちはこの社会で、皆さんの隣で、ともに生きている存在であるというふうに思っています。

私は、オープンな国会議員としてこのように活動すること、自分が当事者かもしれないということが、なかなか当事者は自分を受け入れることができません、そういう若い世代、次の世代に、性的指向や性自認によって、なりたいた自分を諦めなくていい、自分を否定しなくていい、そういうメッセージを伝えていきたいと思っています。

今回のこの裁判において、この社会の非対称性をあらわにする裁判だというふうに思います。

というのは、異性を好きになる人のことを異性愛者というふうにいいますけれども、異性愛者の方々は、結婚をするかしないかという選択肢があります。しかし、同性パートナーとともに暮らす人たちには、その選択肢がありません。そのことによって、財産の相続、不動産の取得、年金、病

院での取扱い、配偶者ビザ、冠婚葬祭など、さまざまな不利益をこうむっております。

私の知り合いの、実際にあったエピソードを一つ御紹介させていただきたいと思えます。

その方は、男性同士、お二人で住んでおられて、一緒に仕事をされておりました。そのパートナーの方が仕事中に意識を失って、救急病院に運ばれることになりました。本人は意識がありませんから、誰が家族かわからない。それで、最後の携帯の着信履歴があった、一緒に住んだパートナーの人に救急隊から連絡があったそうです。身元不明の方が今病院に運ばれています、あなたは御家族でしょうか。とつさに、一緒に住まわれている方は、いいえ、自分は、法律的には家族ではありませんから、家族ではありませんと答えてしまいました。

そうすれば、どうなったか。では、どなたか御家族の方を紹介してください。どこの病院に運ばれたのか、どういう病状なのか、何も教えてもらえない。それで、その方は、運ばれた方のお母さんの連絡先を言ってお母さんに連絡が行って、そしてそこから聞いて病院に駆けつけました。しかし、相手の家族が出てきますから、自分が病状説明を聞いたり手術の同意をすることができません。そして、残念ながら、その方はそのまま亡くなられてしまいました。

お葬式、本来であれば、自分のパートナーが亡くなったなら、喪主はパートナーであるその方が務める。しかし、言われたのは、この地域では親戚や仕事関係の人たちがやってくるお葬式で、あな

たは前に出ないでほしい。従業員として、同じ仕事をやる従業員として自分のパートナーとお葬式で別れなければいけませんでした。

そして、その後に来たのは財産の相続です。相手名義の財産は、遺言がなければ、これは全て相手の家族のものになってしまいます。ですから、二人で築いた財産をその彼はそのまま受け取ることはできませんでした。更に言われたのは、一緒に住んでいる家は相手名義の家でした。ですので、家を出ていってくださいと相手方の親族に言われて、住む家を失った。

パートナーを失うことによって、仕事も、そして財産も、住む家も、全て失ってしまう。これが日本の同性パートナーが置かれている現状なわけだ。

そして、その不平等な現状を変えるために、きょうはたくさん仲間が勇気を振り絞って立ち上がりました。この訴訟で問われているのは、立法府である私たち国会議員と、そして政府であると思います。立法府にいる一員としてしっかりこの裁判を受けとめ、政府の見解を聞いてまいりたいと思います。

ちよつと順番を変えまして、菅官房長官、四十分から会見ということをお願いしておりますので、最初にお聞きしたいと思います。

まず、今回のこの国家賠償請求が起されたことに対して、政府として菅官房長官の認識を聞かせていただければと思います。また、あわせて感想もお聞かせいただければと思います。

○菅国務大臣 今御指摘の訴訟が提起されたとい

う報道は承知しております。

ただ、現時点において訴状が送達をされておられませんので、内容を確認していないことから、政府としてのコメントは差し控えさせていただきますというふうに思います。

いずれにしても、法務省において訴状の内容を精査し今後の対応を検討していく、こういうことになるだろうと思っております。

○尾辻委員 このように同性愛者たちが婚姻の平等を求めて訴訟をすることについての受けとめをお聞かせいただければと思います。

○菅国務大臣 いずれにしても、同性婚を認めるか否かは我が国の家族のあり方の根幹にかかわります問題でありますので、極めて慎重に検討を要するものだろうというふうに思います。

○尾辻委員 非常に、私からとると後ろ向きな答弁ではないかなというふうに思います。

こういう歴史的な日に、政府としては、私は、前向きに捉えていく、この裁判で争われる前に立法府やそして政府として新たな政策を検討していく、実はそういうときだと思うので、私は正直、ちよつとがっかりしております。また、この裁判の成り行きも見ていきたいと思えます。

菅官房長官への質問は以上になりますので、どうぞ御退席をいただければと思います。

ありがとうございます。

○野田委員長 では、御退席ください。

○尾辻委員 それでは、細かく聞いていきたいと思えますが、まず、世界の状況をお聞きしたいと思います。

世界で同性婚を認める国は今何カ国になったか、教えてください。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

法務省におきましては、同性婚や同性パートナーシップに関する海外の法制については網羅的に把握しておりませんが、なかなか明確なお答えはできませんが、いずれも認めていない国の状況といたしましては、国立国会図書館の調査によりますと、少なくとも、平成二十六年時点のベトナム、あるいは平成二十八年時点の韓国においては、同性婚と同性パートナーのいずれも認められていないとされておると承知しております。

○尾辻委員 私は認めている国を聞いたんですけども、もう一度御答弁をいただきたいと思えます。

○小野瀬政府参考人 申しわけございません。私どもの方で承知している限りでは、二十六の国と地域において認められておるというふうに承知しております。

○尾辻委員 なぜそれを最初に言っていただけなのか、ちよつと非常に何か不思議な答弁だと思えますよ。

NPO法人のEMAという同性婚を進めている団体によると、同性婚は今二十八カ国ということなんです。二〇〇一年のオランダから始まっており

ます。この同性婚を認めている国は、世界のGDPに占める比率は五二・七％、パートナーシップ制度を持つ国も合わせると、世界全体のGDPの五八％を占めるということも今指摘をされております。

さらに、先進主要国七カ国、G7と呼ばれる中で、もうこれは私の方から御紹介申し上げますが、実は、同性婚を認めている国は五カ国、そして、同性パートナーシップ制度を認めているのはイタリア。つまり、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イギリスでは婚姻の平等が既に達成をされています。そして、イタリアも同じような制度がありますから、もうこういう制度がないのは、G7においては日本だけになった。こういう状況が今生まれていくわけです。

さらに、例えば、在日米商工会議所がありますけれども、ここが、ほかの、オーストラリア・ニュージーランドの商工会議所、英国商工会議所、カナダ商工会議所、アイルランド商工会議所が合同で、日本政府に対して、同性婚を認めるようにという意見書を公表されています。ビジネス、経済の観点からも、企業全体の生産性を最大化するためには同性婚を認めるべきだということを経済界も言っているわけです。

それでは、日本の現状の取扱いについてお聞きをしていきたいと思えます。

皆様のお手元の資料、配付させていただいております、ごらんいただきながら審議をさせていただきたいと思えます。

最初に、青森市の例を取り上げました。

二〇一四年六月、青森市の女性同士のカップルが婚姻届を提出しまして、青森市から不受理証明書が発行をされました。これが一枚目の資料になります。

この青森市のホームページに掲載されている市

民の声には、同性の婚姻届の不受理の事由について、線を引つ張っておりますが、ここに回答文が書いてあります。

戸籍に関する事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務であり、市町村長が戸籍事務を処理するに当たり、よるべき基準等については、国において定められている。同性同士による婚姻届の届出につきましては、青森市の戸籍事務を管轄する青森地方方法務局の助言を受け、憲法二十四条第一項を根拠として処理したというふうに青森市のホームページは説明しております。

一枚おめくりください。二枚目です。

これは、東日本のとある市で、私の友人が提出した婚姻届の返戻についての文書であります。

この三番目の返戻の理由を見ていただきたいんですが、同性同士の婚姻については、民法上の規定がないことから、受理は相当でないため、不受理とする。

二〇一四年の青森と二〇一七年のこの東日本の市では、返戻、不受理の理由が変わっております。三枚目、ごらんください。

これは、今回訴訟を起こした原告が受理した不受理の証明書でありますけれども、受理しない理由を、同性同士を当事者とする本件婚姻届は、不適法であるから受理することはできないと、香川県三豊市の市長のもとでやっております。

このように、婚姻届の不受理の理由が非常にばらついております。

まず聞きたいんですが、同性同士の婚姻届の不

受理の理由は、憲法二十四条第一項なんですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

先ほど御紹介がありました二〇一四年のケースでございますけれども、このケースにつきましては、戸籍法が民法の手続法であることを踏まえまして、その当該市区町村に対しまして、不受理の直接の根拠としては、民法に同性婚を認める規定がないことを挙げるのが相当である旨を伝えております。

また、これ以降、法務局の方から法務省に個別に照会があった際には、同様の見解を示しているところでございます。

○尾辻委員 それでは、青森市の場合は、これは、本当は民法、戸籍法で不受理とすべきところを青森市が間違えたということでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

戸籍に関する事務は市区町村長がこれを管掌するものとされておりまして、戸籍の届出に対する不受理処分につきましては市区町村が行っているところでございます。

同性カップルによる婚姻届を不受理とする理由につきまして、法務省から市区町村に対し一般的な通知等は発出しておりません。先ほど申し上げましたケースにつきましては、二〇一四年のケース、その不受理がされた後に私どもの方から伝えるものでございます。

○尾辻委員 聞いてみると、つまり、確認です、二〇一四年以降、不受理の理由に憲法二十四条一項はもう使われていないということで見解が統一

されたということでもよろしいですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、戸籍に関する事務は市区町村長が管掌するものでございまして、私どもの方でその不受理の理由について全て把握しているものではございません。

同性婚につきましては、各市区町村において現行法を踏まえて適切に判断がされているものと考えております。

○尾辻委員 ちょっとよくわからない答えなんですけれども。

では、次、聞きますけれども、不適法であるから受理できないというふうには書かれるようになったわけですが、この不適法というのは、民法、戸籍法上の規定がないという意味で不適法ということでもよろしいですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

民法や戸籍法の婚姻に関する規定におきましては夫婦という言葉が用いられておりますけれども、この夫婦とは男性である夫及び女性である妻を意味しております、同性婚は認められておりませんことから、同性カップルによる婚姻届出を受理することはできないものでございます。

○尾辻委員 民法ということですね、民法、戸籍法ということだと思います。

では、今度は憲法との関係を聞いていきますけれども、憲法二十四条は、同性婚についてどのように、合憲なのか違憲なのか、同性婚を禁じているのかどうか、この解釈は今はどうなっているのでしょうか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

憲法第二十四条第一項は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めておりまして、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていないものと考えられます。

○尾辻委員 想定されていないというのは、禁じているのか禁じていないのかということについてお答えください。

○山下国務大臣 私ども法務省として申し上げられますのは、先ほど申し上げたとおり、憲法第二十四条第一項は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると文言上定めており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていないものと考えられるということでございます。

○尾辻委員 いや、同じ答えなのでわからないんですね。

だから、想定されていないというのは、違憲で禁じられているのかということについて、イエスカノーでお答えください。

○山下国務大臣 私ども所管省庁として申し上げますのは、この文言、両性の合意のみに基づいて成立すると定めておりますので、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていないものと考えられるということでございます。

○尾辻委員 だから、想定されていないというのは、本当に禁じているか禁じていないかということをお答えいただけないかということで、これは非常に不誠実な態度だと私は思います。

二月十三日の朝日新聞では、このように報道されています。内閣法制局幹部は、憲法は同性婚を禁じているとまでは言えないが、同性婚を認めるかどうかは立法政策に委ねられているという報道をされています。これは朝日新聞の誤報でしょうか。

○山下国務大臣 内閣法制局のどの幹部かはわかりません。承知していない方の報道上のコメントについて、法務大臣としてコメントすることは差し控えていただきたいと思います。

○尾辻委員 私は、同性婚は、これは認めるべきだと思っております。その理由は、個人の尊重を定めた憲法十三条、平等権を定めた憲法十四条の規定、これを考えると、想定していないという答えではないと思うんですね。

もう少し聞きたいんですけども、なぜ想定していないということになるのか、この解釈の論理的な理由を示していただきたいんです。なぜ想定していないのかということについて、これは憲法解釈ですから、示してください。

○山下国務大臣 これにつきましては、先ほども述べたとおり、憲法第二十四条第一項の文言などもございます。そうしたことから、両性というふうにして書いてございます。そうしたことも踏まえ、同一である婚姻の成立を認めることは想定されていないものと考えられるということでございます。

また、同性婚を認めるか否かということについては、これは、民法と戸籍法という部分、これについては、先ほど官房長官も答弁させていただいたとおり、我が国の家族のあり方の根幹にかかわる

問題である、極めて慎重な検討を要するものというふうに考えているところでございます。これは、国民的な議論で、慎重に考えなければならぬというところでございます。

○尾辻委員　ということは、想定されていないという解釈について、何か法論理があるんでしょうか。そして、それは文書になっているんでしょうか。想定されていない理由ということを今全くお述べになっておられないと思うんですね。

これは文書はあるんですか、ないんですか。

○山下国務大臣　まず一つは、憲法文言において両性というふうに記載しております。両性と申し

ますと、両方の性ということになります。そして、両方の性の合意のみに基づいてというふうに書いてございますので、同一の性の合意に基づく婚姻の成立を憲法は想定していないものということとで解釈しているわけでございます。

○尾辻委員　文書もなく憲法解釈をしているというの、私、これは非常に乱暴だと思えます。

更には言いますけれども、じゃ、逆に言います。民法で同性婚を規定すれば、これは憲法上許容されますか。

○山下国務大臣　まず、文書もなくという点でございますが、憲法二十四条第一項の文言でございます。それが第一点。

そして、民法と戸籍法を改正することによって同性婚を導入することができるのかというお尋ねというふうに承りましたが、これにつきまして、先ほど申し上げたように、憲法二十四条の第一項において、性別が同一である婚姻の成立を認める

ことは想定されていないというふうには考えられませんが。

そして、同性婚を認めるか否かというのは、我が国の国民全体の思いでもあります、またよりどころでもあります家族のあり方の根幹にかかわる問題ということ、国民的な議論が必要であろうというふうに考えております。したがって、極めて慎重な検討を要するものというふうに考えております。ということでございます。

○尾辻委員　なかなかお答えいただけなかったことで、非常に歯がゆい思いをしていますけれども。

慎重な検討が必要だということですが、今、世論調査がどうなっているか御存じですか、同性婚の。紹介します。二〇一七年のNHK、同性婚について賛成が五一％、反対が四一％、もう賛成多数です。朝日新聞、二〇一七年の世論調査、同性婚賛成四九％、反対三九％。毎日新聞、二〇一五年の世論調査、賛成四四％、反対三九％。産経新聞の二〇一五年、賛成五三・五％、反対三七・四％。

今、日本の世論調査において、新聞社がやっているものについて、反対が多数になっているものはないんです。ですから、極めて慎重な検討を要するという認識は、これはもう改める時期に来ているというふうに思います。

同性婚を認めても国は滅びません。同性愛者がいきなりふえることもありません。異性愛者の方々の人生が変わることもありません。ただ同性同士が婚姻できる選択肢を得て、社会的承認を得て

暮らすことができる、先ほど言ったようなエピソードで、悲しい思いをしたり、自分たちの権利が阻害されるようなことがなくなるだけで、予算もかかりません。にもかかわらず、きょう聞いたのでは、ずっと同じことを繰り返しておられるというの、この答弁は私は非常に残念だというふうには言わざるを得ません。

私たち立憲民主党は、多様性を誇りにする社会というのを目指しています。ですので、同性婚の議論も着手しております。これを早期に国会に提出できるように党内議論を加速させていきたいと思えます。

では、次に、同性婚を認めた国で婚姻した外国籍同士のカップルの取扱についてお聞きします。アメリカで同性婚をした、例えばアメリカ人のカップルが、日本に来たときにどうなるか。一方がワーキングビザで来る、そうすると、配偶者は特定活動ということについてくることができます。しかし、日本人とアメリカ人のカップルがアメリカで同性婚をした場合、日本に来たときに、じゃ、アメリカ人の配偶者がここで在留資格が得られるかという、得られないんです。

これは、河野外務大臣が、十一月二十日、昨年の参議院外交防衛委員会、これは非常におかしいということをおっしゃっています。法務省に問題点を指摘し、前向きに検討をするというふうに答弁しておられるんですが、外務省はその後どのような動きをされたのか、教えてください。

○垂政府参考人　お答えします。本件について、まず経緯を簡単に御説明させて

いただきたいと存じます。

昨年四月、河野大臣から法務省に対して、先ほど先生がおっしゃられた検討依頼を行ったところでございます。また、昨年十一月二十日の外交防衛委員会において、河野大臣の方から、検討をしているという点について言及し、答弁したところでございます。これを受け、昨年十一月二十七日、外務省事務方からも、法務省に対し、河野大臣の検討依頼について検討状況を速やかにお伝えいただきたい旨の書面を發出して、改めて検討を依頼したということがございます。

**○尾辻委員** 検討を依頼された法務省はどうされたんでしょうか。

**○山下国務大臣** 今、検討をしているところでございます。

そして、検討の概要を申し上げますと、まず大前提として、入管法におきまして、配偶者というものが入国資格として認められておりますけれども、これについては、まず、それぞれの国籍国において法的に夫婦関係にあること、これが一点。

そして、我が国においても、法律上も実際上も配偶者として、だから、我が国で在留資格を認めるわけですから、配偶者として扱われるような実態と法律上の関係を有する者であるということが必要であるという、二つ、要件を満たす必要がある。でなければ配偶者には含まれないということでございます。

そして、御指摘の外国人双方の本国法において有効に婚姻が成立している場合、それについては、我が国の法律に照らせば配偶者として扱われるよ

うな者でないがゆえに、配偶者としての地位として認めるわけにはいきませんが、本国法、これは婚姻関係の身分関係を確定する国際私法の問題でもありますが、その場合に、双方の国籍国において認められているがゆえに、これを尊重して特定活動に資するというものにしております。

そして、御指摘の日本人の配偶者の場合には、これは、第一の要件であります、双方の国籍国において婚姻と認められるという要件が欠けておるわけでございます。

それでどうなるかというのと、例えば、我々、継続的な身分関係あるいは明確なものがある者については特定活動として認めようとしているわけですが、日本法で配偶者と認められない日本のパートナーがいたとする。これが、このパートナーの国籍法上はこれは婚姻関係として認められるんですが……（尾辻委員「簡潔に」と呼ぶ）最後にします。それが日本に入ってきて、そして、この関係については、日本法においては、当事者の合意のみで解消できてしまう。そうすると、それが身分関係の明確性、確実性を確保しているのかというふうなことが実は入管法の政策上あり得るところで、今検討をしているところでございます。

**○尾辻委員** それは認めない理由を検討しているように聞こえるんですけども。外務省からもこうしてやっているわけですから、しっかり検討して、この外国籍と日本人のカップルが日本でも滞在できるように、前向きに検討していただくように強く求めたいと思います。

ちょっとほかにもいろいろお聞きしたいことがあって、本当は、宮腰少子化担当大臣には、LGBTは少子化の原因になるのかということとかお聞きしたかったのですが、ちょっと時間がなくなってしまうんですが、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

一人親家庭の大学進学率の安倍総理発言についてお聞きをしていきたいと思っております。

実は、きょうの本会議でも、安倍総理はこのようにおっしゃいました。児童扶養手当の増額、給付型奨学金の創設を進める中で、一人親家庭の大学進学率は二四％から四二％に上昇し、悪化を続けてきた子供の相対的貧困率も、初めて減少に転じ、大幅に改善しました。これは、ダボス会議でも施政方針演説でも、きょうも使われております。しかし、これは時系列がおかしいんですよ。

この一人親の大学進学率、これを、後で聞きますけれども、二四％から四二％になった調査というのは、二〇一一年の十一月一日に二四％、五年後の二〇一六年十一月一日に四二％なんです。ところが、では児童扶養手当の増額はいつですか、二〇一六年十二月です。給付型奨学金の創設は二〇一七年度です。

なので、根本大臣にお聞きします。一人親家庭の大学進学率が二四パーから四二％になった、児童扶養手当の増額、給付型奨学金の創設、これは因果関係はありますか、ありませんか、それだけ教えてください。

**○根本国務大臣** 一人親家庭の大学進学率の伸び

については、今そういう御紹介がありました。

一義的に要因を分析することは困難であります。景気回復によつて母子世帯の就労収入が改善していることや、母子世帯の子供の進学に対する意識が向上していること、また、この間、政府として奨学金制度の充実などさまざまな支援策を講じていることなどが影響しているのではないかと考えられます。

**○尾辻委員** つまり、因果関係はないんですね。

それはそうですね。二〇一六年十一月一日にやつた調査で上昇した。でも、その後に児童扶養手当の増額も給付型奨学金もやつているのに、何で、進める中でというふうにおっしゃるんですか。これを聞いた人は、ああ、そうか、児童扶養手当の増額と給付型奨学金があったからこういうふうになったんだなと思いますよね。ですから、事実上、進める前にこれだけ上昇したというのが真実だと思います。

こういうごまかしの言い方、これこそが、今国会非常に問題になっている、アベノミクス偽装と言われる、ここにもこれがあらわれていると思うんですね。

さらに、大学進学率が二四・パーから四二％に非常に伸びたということをおっしゃっているわけです。でも、これは、ホームページを見ても、どのようにしてこの計算式が、二四％と、二三・九と四一・九が出てきたのか、全くホームページ上はわかりません。

**○濱谷政府参考人** お答えいたします。この数字、どのように計算されたんでしょうか。

この数字でございますけれども、平成二十三年度及び平成二十八年度の一人親家庭の子供の大学進学率については、厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査から特別集計したものでございます。

本件につきましては、平成二十三年度及び平成二十八年度のそれぞれの調査に対する回答から、十九歳の子供に関する回答の全てを対象として集計しております。具体的には、十九歳の子供の数を母数といたしまして、そのうち、大学又は短期大学に在籍していると回答した数の占める割合を算出したものでございます。

この具体的なサンプル数でございますけれども、平成二十八年度におきましては、十九歳の子供全体のサンプル数は二百五十八、そのうち大学、短期大学に在籍している子供のサンプル数は百八であります。大学進学率は四一・九％になります。また、平成二十三年度でございますけれども、十九歳の子供全体のサンプル数は百九十七、そのうち大学、短期大学に在籍している子供のサンプル数は四十七であります。大学進学率は二三・九％となっております。必要なサンプル数は確保されているものと考えております。

なお、これらの推計値の標準誤差でございますけれども、いずれも三％程度ということでございまして、実態を反映したものであるというふうに考えております。

**○尾辻委員** 資料の六ページにこれは出ておりません、いただきました。

つまり、これは、出していただくまで誰もわからなかったんですよ。施政方針演説で総理が言っ

ておられるのに、じゃ、この数字はどうやって出たんですか。これをわざわざ資料請求しないとこの数字はまず出てこない。

そして、百五十万人いる一人親世帯の中で、二百五十八のサンプルから百八の人が大学に行っているからということで四一・九％になった。私たちが毎月勤労統計で共通事業所で比べるのは、えらいサンプルが少ないから正確性が欠くといいながら、何でこつちはこんな数字でいきなり大学進学率になるんですか。

さらに、私は統計の専門家の先生に聞きました。これは、大学進学率ということをおっしゃっています。

文科省がやっている学校基本調査、統計法に基づく、この大学の進学率というのは、こういう計算式では求められません。例えば、高校を卒業した人たちが分母になって、そして上級の大学や短大に行った人たちが、これで割ることによって大学進学率ということを言っているわけです。通常、大学進学率とはそのように、進学率はそういうふうにも求めるんですね。

では、これはどうなっているのかというと、特別集計しましたと言っておられます。調査票の中に、十九歳の生年月日に合う人たちをただピックアップしてきて、その人たちが、大学に行つています、短大に行つていますという人たちをただただここで足し合わせただけなんです。

ですから、本来であれば、ある年に高校を卒業した一人親世帯の子供のうち、次の年以降に短大、大学に在学をしている、これでもって進学率と言

わなければいけない。なのに、学校の基本調査と比べて、同じように、グラフを見ていただく、五ページなんですけれども、比べているんですよ。これも背の違う人たちを勝手にやっている。サンプルもそうです。母子家庭のサンプルと父子家庭のサンプルは、抽出率が違います。このところには全く、抽出率をウエイトをかけて戻したということは何もありません。

ですから、これは大学進学率と本当に言っているんですか。私は、少なくとも、この数字、大学進学率と言うべきでないと思いますし、これをさっき言ったようなアベノミクスの成果として言うのはおかしいと思うんですけれども、まず、これは訂正していただけないでしょうか、根本大臣。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

大学進学率でございますけれども、これは、一般にございますけれども、大学等に進学した者の全体に占める割合を指すものであるというふうに考えております。

御指摘のとおり、子供の貧困対策有識者会議で告示しております全世帯と一人親家庭の大学進学率、それぞれ算出方法は異なりますけれども、いずれも実際の進学実績に基づいて算出したものでございまして、出典を明らかにした上で両方の数値を示すことに問題はないものというふうに考えております。

○尾辻委員 いや、これはごまかしていますよ。計算式だっごまかしているんですよ。本来、子供の貧困のことは本当はちゃんと議論しなきゃいけないんです。でも、この入り口で、数字が合っ

ているのか合っていないのか、こういうことをしなければいけないのは、本当に私、悲しいことだと思います。

いいかげんに、国会で国民を都合のいい数字でだますのもうやめていただきたい。強く申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○野田委員長 これにて尾辻さんの質疑は終了いたしました。